第２号様式(第５条関係)

学生居住支援モデル事業用

県営住宅入居請書

令和　　　年　　　月　　　日

　富山県知事　　　　殿

　下記県営住宅の使用許可を受けるに当たっては、富山県営住宅条例(以下「条例」という。)及び富山県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守ります。

　連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他一切の義務を負担します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 団地名 | | 県営住宅 | | | 住宅番号 | 号棟　　　　号室 |
| 入居決定者 | 本籍 | |  | | | |
| 現住所 | | 電話番号 | | | |
| 氏名 | | 印 | | | |
| 生年月日 | |  | | | |
| 連帯保証人 | 本籍 | |  | | | |
| 現住所 | | 電話番号 | | | |
| 氏名 | | 印 | | | |
| 生年月日 | |  | | | |
| 勤務先 | | 名称 |  | | |
| 所在地 | 電話番号 | | |
| 入居決定者  との間柄 | |  | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家賃(月　　額) | | 18,000　円 | ただし、条例第15条第1項若しくは第４項、第30条第1項若しくは第２項、第33条第1項、第38条又は第39条の規定により家賃の額の改定があつた場合には、その額を家賃とします。 | | | |
|  | |  |
| 敷金 | 家賃の3箇月分 | ―　円 |  | | | |
|  |  |  |  | | | |
| 極度額 | | 円 | (内訳） | 近傍同種家賃 | 円 | の12箇月分＋150,000円 |

　条例第32条第1項、第36条第1項又は第41条の規定により明渡しの請求を受けた場合には、速やかに退去します。

備考

　１　請書には、次に掲げる書類を添付すること。

~~(1)　入居決定者の印鑑証明書（発行後３月以内のもの）~~

　　(2)　連帯保証人の印鑑証明書（発行後３月以内のもの）及び市町村長発行の前年の所得証明書（前年の所得証明書がとれない期間にあっては、前々年の所得証明書）（家賃債務保証業者のうち知事が適当と認める者と家賃に関する保証委託契約を締結した者にあっては、当該契約書の写し）

~~(3)　明渡しの際に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている畳の表替え並びに障子及びふすまの張替えに要する費用を入居決定者が負担することの同意書~~

　２　本書裏面に富山県営住宅条例（抜粋）を掲載してある。

富山県営住宅条例（昭和35年条例第14号）抜粋

条例規定中「法」とは公営住宅法（昭和26年政令第240号）」を、「令」とは「公営住宅法行令（昭和26年政令第240号）」をいう。

（住宅入居の手続）

第11条　入居決定者は、入居指定日の前日までに、次に掲げる手続をしなければならない。

(1)　知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、知事が特別の事情があると認める入居決定者であつて規則で定めるものは、連帯保証人の連署を必要としない。

(2)　第19条の規定により敷金を納付すること。

２　入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期日までにすることができないときは、前項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期日までにこれを行わなければならない。

３　知事は、特別の事情がある者に対しては、第１項第２号に規定する敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

４　知事は、入居決定者が第１項又は第２項に規定する期日までに第１項の手続をしないときは、入居の許可を取り消すことができる。

（連帯保証人）

第12条　前条第１項第１号の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入を有する者で、知事が適当と認めるものでなければならない。

２　連帯保証人は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負う。

３　入居者が既に立てた連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

４　入居者は、連帯保証人につき次の各号のいずれかに定める事実が発生したときは、直ちに前項に規定する連帯保証人変更の手続をしなければならない。

(1)　死亡したとき。

(2)　後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

(3)　任意後見契約の委任者であつて、任意後見監督人が選任されたとき。

(4)　破産手続開始の決定があつたとき。

(5)　住所が不明になつたとき。

(6)　第２項に規定する極度額に至るまで責任を負つたとき。

４　入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更が生じたときは、直ちに知事に届け出なければならない。

（同居の承認）

第13条　入居者は、県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第11条で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

２　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をしないものとする。

(1)　当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第６条第２号に規定する金額を超えるとき。

(2)　入居者若しくは同居者又は入居者が前項の承認を得て同居させようとする者が暴力団員であるとき。

（入居の承継）

第14条　入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き県営住宅に居住しようとするときは、省令第12条で定めるところにより、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得なければならない。

２　知事は、前項の承認を得て引き続き県営住宅に居住しようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

（家賃の決定）

第15条　県営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、次条第２項の規定により認定された収入（同条第３項の規定により更正された場合には、その更正後の収入）に基づき、令第２条に規定する方法により算出した額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合には、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額）とする。ただし、次条第１項の規定による申告がない場合において、第35条第１項の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額とする。

２　令第２条第１項第４号に規定する事業主体の定める数値は、知事が別に定める。

３　第１項の近傍同種の住宅の家賃の額は、令第３条に規定する方法により、毎年度、知事が定める。

４　知事は、入居者（省令第８条各号に掲げる者に該当する者に限る。第30条第２項において同じ。）が次条第１項の規定による申告をすること及び第35条第１項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃の額を、毎年度、省令第９条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じ、次条第２項の規定により認定した収入（同条第３項の規定により更正された場合には、その更正後の収入）に基づき、令第２条に規定する方法により算出した額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合には、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額）とすることができる。

（収入に関する申告等）

第16条　入居者は、毎年度、知事に対して、省令第７条に規定する方法により、収入に関する申告をしなければならない。ただし、前条第４項に規定する入居者であつて、知事が省令第９条に規定する方法により当該入居者の収入を把握するものについては、この限りでない

２　知事は、前項の規定による申告又は省令第９条に規定する方法により把握した収入に基づき、収入を認定し、当該認定した収入を入居者に通知するものとする。

３　入居者は、前項の規定により認定された収入について、知事の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、その意見に理由があると認めるときは、当該認定した収入を更正し、その更正後の収入を当該入居者に通知するものとする。

（家賃の納付）

第18条　家賃は、第11条第１項の入居指定日から県営住宅を明け渡した日（第41条第１項の規定による明渡しの請求のあつたときは、明渡しの請求のあつた日）まで徴収する。

２　家賃は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。

３　前項に規定する期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は１月２日、同月３日若しくは12月29日から同月31日までの日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。

４　入居者が新たに県営住宅に入居した場合又は県営住宅を明け渡した場合において、その月の賃借期間が１月に満たないときは、その家賃は日割計算による。

５　入居者が第40条に規定する手続を経ないで県営住宅を立ち退いたときは、第１項の規定にかかわらず、知事が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

（敷金）

第19条　知事は、入居者から入居時における家賃の額の３月分に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

２　前項に規定する敷金は、入居者が県営住宅を明け渡すときにこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。この場合において、敷金の額が未納の家賃と損害賠償金とを合わせた額に満たないときは、入居者は、直ちに、その不足額を納付しなければならない。

３　敷金には、利子を付けない。

（修繕費用の負担）

第20条　法第21条本文に規定する県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、県の負担とする。

２　前項に規定する県が負担する費用には、次に掲げる費用を含まないものとする。

(1)　畳の表替え、障子及びふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(2)　明渡しの際に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている畳の表替え、並びに障子及びふすまの張替えに要する費用

３　前２項の規定にかかわらず、借上げ県営住宅の修繕に要する費用に関しては、知事が特別に定めるものとする。

４　入居者の責めに帰すべき事由によつて第１項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、知事の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（入居者の費用負担義務）

第21条　次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)　電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2)　し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用

(3)　給水施設、し尿汚水浄化施設等の附帯施設及び共同施設の使用及び維持に要する費用

(4)　除雪に要する費用

（入居者の保管義務）

第22条　入居者は、県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

第23条　入居者が県営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、知事の定めるところにより、届出をしなければならない。

第24条　入居者は、県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第25条　入居者は、県営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、知事の承認を得たときは、当該県営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第26条　入居者は、県営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、知事の承認を得たときは、この限りでない。

２　知事は、入居者が県営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復を行うことを条件として前項の承認を行うことができる。

（管理上必要な指示）

第27条　知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、入居者に対して、県営住宅の修繕その他必要な事項を指示することができる。

（収入超過の認定等）

第28条　知事は、入居者が県営住宅に引き続き３年以上入居している場合において、第６条第２号ア、イ又はウに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超える収入があると認定したときは、当該入居者に対して、その旨を通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた者（以下「収入超過者」という。）は、同項の規定による認定に対し、知事の定めるところにより、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を取り消し、その旨を当該収入超過者に通知するものとする。

（明渡しの義務）

第29条　収入超過者は、県営住宅を明け渡すように努めなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、適正な住宅のあつせんをする等その明渡しを容易にするように努めなければならない。

（収入超過者に対する家賃）

第30条　収入超過者に係る県営住宅の毎月の家賃の額は、第15条第１項の規定にかかわらず、毎年度、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第８条第２項に規定する方法により算出した額とする。

２　知事は、入居者が前項の規定に該当する場合において第16条第１項の規定による申告をすること及び第35条第１項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第15条第４項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃の額を、毎年度、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第８条第３項において読み替えて準用する同条第２項に規定する方法により算出した額とすることができる。

３　第17条及び第18条の規定は、前２項の家賃について準用する。

（高額所得の認定等）

第31条　知事は、入居者が県営住宅に引き続き５年以上入居している場合において、最近２年間引き続き令第９条に規定する収入の基準の額を超える高額の収入があると認定したときは、当該入居者に対して、その旨を通知するものとする。

２　第28条第２項の規定は、前項の規定による通知を受けた者（以下「高額所得者」という。）について準用する。

（高額所得者に対する明渡し請求）

第32条　知事は、高額所得者に対し、期限を定めて、県営住宅の明渡しを請求することができる。

２　前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して６月を経過した日以後の日でなければならない。

３　第１項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、県営住宅を明け渡さなければならない。

４　知事は、第１項の規定による請求を受けた者に次に掲げる特別の事情がある場合においては、同項の期限を延長することができる。

(1)　入居者等が病気にかかつているとき。

(2)　入居者等が災害により著しく損害を受けたとき。

(3)　入居者等が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4)　その他前３号に掲げる事情に準ずる特別の事情があるとき。

（高額所得者に対する家賃）

第33条　高額所得者に係る県営住宅の毎月の家賃の額は、第15条第１項及び第４項並びに第30条第１項及び第２項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額とする。

２　知事は、前条第１項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても県営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の２倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

３　第17条及び第18条の規定は、第１項の家賃及び前項の金銭について準用する。

（県営住宅の明渡し）

第40条　入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の７日前までに、その旨を知事に届け出て、当該県営住宅の検査を受けなければならない。

２　入居者が第26条第１項の規定により県営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、当該入居者の費用で原状回復を行わなければならない。

（平９条例37・旧第28条繰下・一部改正）

（明渡しの請求）

第41条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対し、県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)　入居者等が不正の行為によつて入居したとき。

(2)　入居者が家賃を３月以上滞納したとき。

(3)　入居者等が県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)　入居者等が正当な理由によらないで15日以上県営住宅を使用しないとき。

(5)　入居者等が第13条第１項、第14条第１項又は第23条から第26条までの規定に違反したとき。

(6)　入居者等が暴力団員であることが判明したとき。

(7)　県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

(8)　入居者が第27条の規定による知事の指示に従わなかつたとき。

２　前項の規定により県営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

３　知事は、第１項第１号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の２倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

４　知事は、第１項第２号から第６号まで及び第８号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の２倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

５　知事は、県営住宅が第１項第７号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の６月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

６　知事は、県営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該県営住宅の賃貸人に代わつて、当該入居者に借地借家法（平成３年法律第90号）第34条第１項の通知をすることができる。

（立入検査）

第51条　知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。

２　前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

３　第１項に規定する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第54条　知事は、入居者が詐欺その他不正の行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。